

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 30 日
令和 4 年 1 月 24 日一部改正

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

南アフリカ等で確認された新たな変異株である B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）については、懸念される変異株に指定され、他の懸念される変異株（VOCs）に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されております。

このため、当面の間、従来の「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和 2 年 12 月 23 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）にかかわらず、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについては、下記のとおり対応をお願いします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に係る報告については、本事務連絡のⅢで示す報告内容を改めて御確認の上、自治体におけるオミクロン株重症例について、下記の連絡先にメールで報告してください。また、オミクロン株確定症例、特に重症例の HER-SYS への入力を徹底するよう、改めてお願いします。

国立感染症研究所等による国内の臨床データの分析において、オミクロン株であっても、ワクチン接種の有無にかかわらず、発症日から 10 日経過以降、感染性を有するウイルスを排出している可能性は低いとされていることから、発症日又は検体採取日から 10 日経過した場合は退院を可能とする等、従来の B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株）等と同様の取扱いとすることとしました。（「SARS-CoV-2 B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）感染による新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査：新型コロナワ

クチン未接種者におけるウイルス排出期間（第2報）」¹参照）

全自治体から、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）における3.に基づく報告を受けたため、本事務連絡の記載を簡略化しました。また、上記事務連絡4の＜濃厚接触者の取扱い＞における自費検査の費用について、地方創生臨時交付金の対象となるかについて、Q&Aに追加しました。

VのHER-SYSの活用について、③疑似症患者に係る感染症法に基づく届出の記載を追加しました。

（主な改正箇所は太字下線）

- 戦略班
 - ・ B.1.1.529 系統（オミクロン株）重症例（※）に係る報告
Email: variants@mhlw.go.jp
 - （※）本事務連絡のⅢ.を参照。

 - ・ ゲノム解析及び変異株 PCR 検査に関すること
 - ・ B.1.1.529 系統（オミクロン株）に係る入院の対応、退院基準に関すること
 - ・ B.1.1.529 系統（オミクロン株）に係る感染管理に関すること
03-3595-3489（直通）

¹「SARS-CoV-2 B.1.1.529 系統（オミクロン株）感染による新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査：新型コロナワクチン未接種者におけるウイルス排出期間（第2報）」（国立感染症研究所） <https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2484-idsc/10899-covid19-67.html>

I. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者及び当該患者に対する入退院の取扱い

1. これまで、以下の者については、原則、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づく入院を行うこととしておりましたが（※ 1、※ 2）、

医師が入院の必要が無いと判断した無症状病原体保有者や軽症者については、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様に、宿泊療養・自宅療養とすることとして差し支えありません。また、当該自治体においては、L452R 変異株 PCR 検査の陰性率（判定不能を除く）が 70%以上となったことを目安として、以下の記載にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。2. において「特定地域の検査陽性者」という。）を原則として、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者であるものとして取り扱うことは差し支えありません。当該検査陽性者について、他の検査陽性者と同室としても差し支えありません。なお、この場合であっても、現時点までに得られた科学的知見に基づき、陰圧管理は、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様、必ずしも行う必要はありません。

①新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。以下「検査陽性者」という。）であって、

- ・過去 14 日以内に海外への滞在歴または渡航歴のある入国者（乗員も含む）

又は

- ・L452R 変異株 PCR 検査が陰性であること又はゲノム解析の結果（以下「L452R 変異株 PCR 検査が陰性であること等」という。）により、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると診断された者の濃厚接触者

又は

- ・B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者の濃厚接触者

②検査陽性者であって、

- ・L452R 変異株 PCR 検査が陰性であること等により、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると診断された者

又は

- ・L452R 変異株 PCR 検査が判定不能である者のうち B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者

③検査陽性者であって、L452R 変異株 PCR 検査が陽性（CT 値 30 未満）である者のうち、

- ・ゲノム解析の結果、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した者

又は

- ・ゲノム解析の結果が判定不能である者のうち B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者

※1 入院期間中は個室隔離とし、他の株の患者と同室にしないこと。なお、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者同士を同室とすることは可能。また、いずれの場合においても、現時点までに得られた科学的知見に基づき、陰圧管理は、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様、必ずしも行う必要はない。

※2 変異株 PCR 検査及びゲノム解析の実施については、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）」（健感発 0205 第 4 号 令和 3 年 2 月 5 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を参照。

※3 本事務連絡における「過去 14 日以内」の起算点は、以下のとおり。

- ・有症状者の場合は、発症日
- ・無症状者の場合は、検体採取日

2. また、以下の者については、これまで法第 44 条の 3 第 2 項に基づく必要な協力として宿泊施設に滞在していただくこととしておりましたが、他の新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者と同様に、自宅等での待機とすることが可能です。また、当該自治体においては、L452R 変異株 PCR 検査の陰性率（判定不能を除く）が 70%以上となったことを目安として、以下の記載にかかわらず、特定地域の検査陽性者の濃厚接触者を、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者の濃厚接触者として取り扱うこととして差し支えありません。

①L452R 変異株 PCR 検査が陰性であること等により、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると診断された者の濃厚接触者

②B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある検査陽性者の濃厚接触者

③入国時検査で B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に感染しているとみなされた検査陽性者の航空機内における濃厚接触者（※）

（※）入国時検査で新型コロナウイルス感染症陽性であった場合は B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に感染しているとみなし、当該患者と同一の航空機内において、前後 2 列を含む 5 列以内の列に搭乗していた者を濃厚接触者として取り扱うこととします。その際、検査陽性者の家族・同行者の有無についても確認して下さい。

3. また、上記 1 により入院した者又は療養した者の退院基準・療養解除基準について

ては、現時点までに得られた科学的知見に基づき、ワクチン接種が完了しているか否かにかかわらず、従来の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、対応いただくようお願いいたします。

なお、当該基準を満たす前であっても、医師の判断により医療機関での治療が必要な状態にないことが確認された場合には、宿泊療養や自宅療養に移行しても差し支えありません。

更なる科学的知見が得られた場合については、改めて、ご連絡いたします。

（留意事項）

- ・症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。
- ・なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

4. また、上記2. によるB.1.1.529系統（オミクロン株）の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られたB.1.1.529系統（オミクロン株）の潜伏期間に関する科学的知見に基づき、いずれの場合であっても、最終曝露日（陽性者との接触等）から10日間とします。なお、他の事務連絡等（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）を含む。^{2）}）で「14日間」とある場合でも、上記2. による濃厚接触者の待機期間については「10日間」として対応をお願いします。

ただし、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能維持者に限り、10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できることとします。待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において検査等を行うこととし、その詳細については「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の4. ＜濃厚接触者の取扱い＞の取扱いと同様の対応をお願いします。

5. これらの対応に当たっては、個人情報保護に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

² 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019ncov/2559%20cfeir/10800%20covid1902.html>

II. 航空機内における B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者

令和 3 年 12 月 28 日以降、入国時検査で新型コロナウイルス感染症陽性であった場合は B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に感染しているとみなし、国立感染症研究所の「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」の趣旨を踏まえ、当該患者と同一の航空機内において、前後 2 列を含む 5 列以内の列に搭乗していた者を濃厚接触者として取り扱うこととします。その際、検査陽性者の家族・同行者の有無についても確認して下さい。

III. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に係る報告及び陽性例の公表について

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の陽性例については、厚生労働省においては、HER-SYS を用いて把握し、必要に応じて公表することとするため、各自治体において、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の陽性例公表時に、厚生労働省に報告いただくことは不要といたします。つきましては、「V. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）を含む懸念される変異株事例における HER-SYS の活用について」を徹底いただくようお願いいたします。特に、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）」（令和 3 年 2 月 5 日厚生労働省健康局結核感染症課長通知）にて、重症例及び死亡例について、に対して優先的にゲノム解析及び変異株 PCR 検査を実施していただくようお願いしているところ、下記の情報については、HER-SYS に確実に入力いただくようお願いいたします。また、死亡例については、国立感染症研究所から、改めて詳細についてお問い合わせさせていただくことがありますので、その際は御協力のほどお願いします。

- ・発症日（※ 1）
- ・重症化のリスク因子（診療の手引き第 6.1 版参照）（※ 1）
- ・ワクチン接種歴（回数、社名、最終接種日）（※ 1）
- ・臨床転帰（※ 2）

※ 1 HER-SYS 上の「発生届」にご記載ください。

※ 2 HER-SYS 上の「記録」にご記載ください。死亡例については、死亡日及び死亡の原因（直接死因が COVID-19 であるか否かを含む）を記載してください。

また、HER-SYS の入力を徹底頂くとともに、以下の情報を重症例等（ゲノム解析でデルタ株と確定した症例や L452R 陽性の症例を除く）が発生した場合に、別紙の Excel ファイルの様式 1 のタブに以下の情報を記載し、variants@mhlw.go.jp にご報告するようお願いいたします。

- ① HER-SYS ID
- ② 届出票上の報告年月日
- ② 入院年月日
- ③ 重症化年月日（診療の手引き第 6.1 版の重症度分類に基づく ICU に入室または人工呼吸器が必要な臨床状態）

IV. ゲノム解析及び変異株 PCR 検査の実施について

ゲノム解析及び変異株 PCR 検査の実施については、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）」（令和 3 年 2 月 5 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を参照して下さい。

V. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）を含む懸念される変異株事例における HER-SYS の活用について

ゲノム解析及び変異株 PCR 検査の実施に係る HER-SYS の入力については、以下の要領に従い、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）を含む懸念される変異株であることをチェックできる項目（①変異株 PCR 検査結果・②ゲノム解析結果）の入力をお願いいたします。

国内の B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の症例数の集計は、HER-SYS に基づき行うことから、これまでの陽性例を含め、①変異株 PCR 検査結果・②ゲノム解析結果、③疑似症患者に係る感染症法に基づく届出について確実な入力をお願いいたします。

【入力要領】

①変異株 PCR 検査結果（※）

- ・ L452R 変異株 PCR 及び N501Y 変異株 PCR それぞれについて、陽性、陰性、判定不能または未実施のいずれかの選択をお願いいたします。

②ゲノム解析結果

- ・ ベータ株、ガンマ株、デルタ株、オミクロン株、判定不能またはその他のいずれかを選択が可能となります。
- ・ 国立感染症研究所その他の機関でゲノム解析結果が確定した方について、プルダウンからベータ株、ガンマ株、デルタ株、オミクロン株、判定不能またはその他のいずれかの選択をお願いいたします。
- ・ ベータ株については「B. 1. 351 系統の変異株（ベータ株）」、ガンマ株については「P. 1 系統の変異株（ガンマ株）」、デルタ株については「B. 1. 617 系統. 2 の変異株（デルタ株）」であることが確認された場合に入力をお願いいたします。
- ・ 国立感染症研究所等からウイルスの遺伝子の一部の分析ができず確定には至らなかったが、懸念される変異株の特徴が確認されたとの報告を受けた場合についても、該当する株の選択をお願いいたします。
- ・ ゲノム解析を行ったものの判定不能であった場合については、プルダウンから「判定不能」の選択をお願いいたします。
- ・ ①については、変異株 PCR 検査を実施した結果が判明した際に、保健所において入力をお願いします（※）。また、②については、国立感染症研究所等からゲノム解析

結果を受け取った際に、保健所において入力をお願いします。

③疑似症患者に係る感染症法に基づく届出

・「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」(令和4年1月24日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)の1の※3に記載する疑似症患者の届出を行う場合には、「12 診断方法」の項目内において、以下の通り、選択・記載ください。

①検査方法：“その他”を選択ください

②検体：“その他”を選択ください

③検体採取日：診断日を選択ください。

④結果：“その他”を選択ください。

⑤自由記述欄：“臨床診断”と記載ください。

(※) HER-SYS における変異株 PCR 検査結果の入力は、令和3年12月10日以降、可能となります。同年12月10日以前の分も含め、入力をお願いします。

＜参考＞現行の退院基準（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」(令和3年2月25日付け健感発 0225 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) 抜粋)

第1 退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①または③に該当する場合とする。ただし、次の②または④に該当する場合も差し支えないこととする。

（1）人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

（2）人工呼吸器等による治療を行った場合

- ③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則とし

て次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

⑤ 発症日から 10 日間経過した場合

⑥ 発症日から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者または発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。また、人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理または体外式心肺補助（ECMO）管理による治療とする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。（①、③または⑤に該当した場合を除く）

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

新型コロナウイルス変異株への対応に関する Q&A

- Q1. 宿泊療養施設では、どのような感染管理を行うと良いか。 12
- Q2. I. 2. の濃厚接触者が宿泊施設に滞在する際、必要経費の補助はあるか。 12
- Q3. オミクロン株の患者の濃厚接触者が宿泊施設に滞在している期間中の検査は PCR 検査のみか。また、検査費用の補助はあるのか。 12
- Q4. 保健所から自宅待機等をお願いした B. 1. 1. 529 系統(オミクロン株) 疑い患者に連絡が取れず、濃厚接触者等の関係者に尋ねても連絡が取れないが、行方不明届けを出していいか。 12
- Q5. 入国後、健康観察期間内であるのに、外出を繰り返すような場合、氏名や居住地を公表してよいか。 12
- Q6. オミクロンの患者と航空機の同乗者であって、療養施設への入所に同意した場合に、疑似症患者とされることとなっているが、発生届の提出及びハース入力が必要か。 13
- Q7. 重症例の報告について、保健所の業務がひっ迫しており、HER-SYS 入力が間に合わない。報告すべき情報をエクセルに記載して報告することで代替してもよいか。 13
- Q8. L452R 変異株 PCR 検査で判定不能の場合で、オミクロン株が疑われる事例とはどのような場合か。 13
- Q9. 変異株 PCR 検査について、L452R ではなく、N501Y で代用しても良いか。 13
- Q10. L452R 変異株 PCR 検査において、陰性もしくは判定不能だった場合、その CT 値にかかわらずゲノム解析を行うのか。 13
- Q12. I. 1. ①及び②の方について、ゲノム解析の結果が出るまでに、3 の退院基準を満たした場合、退院してもよいか。 14
- Q13. (過去 14 日以内に海外への滞在歴または渡航歴のない) 検査陽性者であって、L452R 変異株 PCR 検査が陽性 (CT 値 30 未満) である者について、L452R 陽性で、ゲノム解析の結果が出るまで時間がかかる場合もしくはゲノム解析が解析不能であった場合は、通常の対応でいいのか。 .. 14
- Q14. 検疫において検査陽性となった者について、オミクロン株であるか否かが判明するまでの流れはどうなるのか。 14
- Q15. オミクロン株の陽性者の濃厚接触者として健康フォローアップ期間中にコロナ陽性となり、ゲノム解析の結果デルタ株でした。どのように対応すればよいでしょうか。 14
- Q16. オミクロン株の濃厚接触者として宿泊療養等を要請している者について、入学試験を受験する場合の外出を認めてもよいか。 15
- Q17. 入院中のオミクロン株患者について、重症化の恐れが低くなった場合等に、宿泊療養や自宅療養に移行してもよいか。 15
- Q18. 有症状の患者自らが実施した抗原定性検査キットの結果に基づき、医師が遠隔診療等で確定診断を行い、感染症法に基づく届出を行うこととして良いか。 15
- Q19. オミクロン株が市中感染の状況となり、患者数が急増のため保健所業務がひっ迫し、濃厚接触者の把握によるクラスターの連鎖を防ぐことが困難な状況下にある。例えば、地域の感染状況に応じて、同居家族の把握や、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い人 (高齢者、基

礎疾患を有する者、特にワクチン未接種者)の中で濃厚接触者に該当する人がいないかを優先して把握を行うなど柔軟な対応で差し支えないか。	16
Q20. 令和4年1月14日の改正による濃厚接触者の待機期間の見直し(14日から10日への短縮等)やワクチン未接種者に係る退院・療養基準の見直しについて、令和4年1月14日時点で濃厚接触者や入院・療養中である者に適用することは可能か。	16
Q21. ゲノム解析の結果デルタ株であることが確定した者、L452R 変異株 PCR 陽性である者の濃厚接触者、デルタ株であると疑うに足りる正当な理由のある濃厚接触者については、引き続き14日間の待機を求めることとしてよいか。	16
Q22. オミクロン株の濃厚接触者について、社会機能維持者として、陽性者との接触等から10日を待たずに検査が陰性であった場合に待機を解除する場合には、健康観察は待機の解除とともに終了してよいか。	17
Q23. 「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」(令和3年8月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)と、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)4の<濃厚接触者の取扱い>の関係如何。医療従事者である濃厚接触者については、両事務連絡の適用が可能となるのか。	17
Q24. 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)4の<濃厚接触者の取扱い>における自費検査の費用について、地方創生臨時交付金の対象となるか。	17

Q1. 宿泊療養施設では、どのような感染管理を行うと良いか。

他国において、検疫施設における感染伝播が疑われる事案が発生していることから、宿泊療養施設に滞在させる場合、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）以外の新型コロナウイルスの宿泊療養者と厳格な時間的・空間的な分離が必要となります。例えば、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）以外の宿泊療養者との階を分ける、それが難しい場合、他の変異株の宿泊療養者が食事やゴミ出し等で個室のドアを開ける時間帯を変えるなど、運用面で配慮する必要があります。

Q2. I. 2. の濃厚接触者が宿泊施設に滞在する際、必要経費の補助はあるか。

当該濃厚接触者については、「航空機内における B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者に関する宿泊施設への滞在について」（令和 3 年 12 月 1 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）で告示したとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による新型コロナウイルス感染症対策事業の補助対象とすることが可能です。なお、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和 4 年 1 月 5 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）2. ②の対応に基づき自宅等で滞在中の場合には、デルタ株等の従来の濃厚接触者への対応と同様、補助対象とならないことにご留意ください。

Q3. オミクロン株の患者の濃厚接触者が宿泊施設に滞在している期間中の検査は PCR 検査のみか。また、検査費用の補助はあるのか。

検査方法については PCR 検査又は抗原定量検査による方法が考えられます。また、費用については行政検査として取扱うことが可能です。

Q4. 保健所から自宅待機等をお願いした B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）疑い患者に連絡が取れず、濃厚接触者等の関係者に尋ねても連絡が取れないが、行方不明届けを出していいか。

下記 URL の通知・事務連絡のとおり、行方不明届を出す場合についての留意事項を告示しておりますので、これらを参考に、管轄の警察署と相談しつつ届出ていただくようお願いいたします。

<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/fumei/koronayukuefumei0722.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000651755.pdf>

Q5. 入国後、健康観察期間内であるのに、外出を繰り返すような場合、氏名や居住地を公表してよいのか。

お尋ねのような場合には、自治体において氏名・居住地を公表することは、感染拡大防止に資するものではなく、著しく個人情報保護を損なうものであるため、控えていただくべきであると考えます。

Q6. オミクロンの患者と航空機と同乗者であって、療養施設への入所に同意した場合に、疑似症患者とされることとなっているが、発生届の提出及びハース入力が必要か。

発生届の提出は不要です。HER-SYS 入力については、法第 15 条に基づく積極的疫学調査の結果及び、健康フォローアップ中の健康観察に係る項目の入力をお願いします。

Q7. 重症例の報告について、保健所の業務がひっ迫しており、HER-SYS 入力が間に合わない。報告すべき情報をエクセルに記載して報告することで代替してもよいのか。

やむを得ない場合は代替しても構いません。その場合、指定の別紙の Excel 様式に記載してご報告ください。その場合、別紙の Excel ファイルの様式 2 のタブに情報を記載してご報告ください。

Q8. L452R 変異株 PCR 検査で判定不能の場合で、オミクロン株が疑われる事例とはどのような場合か。

同居家族等でオミクロン株陽性が確定した患者がいる場合など、明らかな疫学的リンクがある場合には、オミクロン株が疑われる事例と考えられます。

Q9. 変異株 PCR 検査について、L452R ではなく、N501Y で代用しても良いか。

国立感染症研究所の初期の評価に基づき、まずは L452R 変異株 PCR 検査の陰性を確認することにより、オミクロン株の可能性を探知することをお願いしているところですが、国立感染症研究所の新たな評価によると、N501Y 変異株 PCR 検査の陽性を確認することでも、オミクロン株の可能性を探知できることが確認されました。このため、N501Y 変異株 PCR 検査で代用することもできますが、N501Y 変異株 PCR 検査を用いる場合は、Cp 値 (Ct 値) の結果のみをもって判断するのではなく、501Y (N501Y 変異陽性) の蛍光増殖曲線を目視で確認する必要があることに留意が必要です。詳細は、「SARS-CoV-2 の変異株 B. 1. 1. 529 系統 (オミクロン株) について (第 3 報)」の“国内におけるスクリーニング検査法”を確認してください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2551-cepr/10817-cepr-b11529-3.html>

なお、N501Y 変異株 PCR 検査を用いる場合は、Cp 値 (Ct 値) の確認に加え、501Y の蛍光増殖曲線を目視での確認結果を踏まえ、HER-SYS の変異株 PCR 検査結果の項目の N501Y 変異株 PCR の入力欄に結果を入力してください。

Q10. L452R 変異株 PCR 検査において、陰性もしくは判定不能だった場合、その CT 値にかかわらずゲノム解析を行うのか。

Ct 値にかかわらずゲノム解析の実施をお願いいたします。

Q12. I. 1. ①及び②の方について、ゲノム解析の結果が出るまでに、3の退院基準を満たした場合、退院してもよいのか。

貴見のとおりです。

Q13. (過去14日以内に海外への滞在歴または渡航歴のない) 検査陽性者であって、L452R変異株PCR検査が陽性(CT値30未満)である者について、L452R陽性で、ゲノム解析の結果が出るまで時間がかかる場合もしくはゲノム解析が解析不能であった場合は、通常の対応でいいのか。

貴見のとおりです。

Q14. 検疫において検査陽性となった者について、オミクロン株であるか否かが判明するまでの流れはどうなるのか。

検疫又は検疫所長が指定する施設において、新型コロナウイルス感染症の検査陽性となった者(以下「陽性者」という。)については、諸外国では既にオミクロン株への置き換えが進んでいることから、ゲノム解析によってオミクロン株でないことが確認されるまではオミクロン株とみなすこととしており、関係する自治体に対して、入国時検査で新型コロナウイルス感染症陽性となった方が搭乗していた航空機において、陽性者以外の者であって、陽性者の座席の前後2列を含む5列以内の列に座っていた者の情報を機内濃厚接触候補者として共有いたします。これを受けて、これを受けて、その後の対応をしてください。また、検査陽性者の家族・同行者の有無も確認した上で、濃厚接触者の範囲を確定し、該当する濃厚接触者に対する必要な対応を実施してください。

宿泊療養を実施する場合、陽性者については、ゲノム解析を行い(※)、解析結果についても速やかに関係する自治体に共有します。オミクロン株であることが判明した場合、ゲノム解析で判定不能の場合には、機内濃厚接触者は宿泊施設における滞在を継続ください。オミクロン株以外の系統であると判明した場合には、機内濃厚接触者は宿泊施設での待機が解除になります。

(※)ゲノム解析には、数日を要するため、ご連絡まで時間がかかることがあります。

Q15. オミクロン株の陽性者の濃厚接触者として健康フォローアップ期間中にコロナ陽性となり、ゲノム解析の結果デルタ株でした。どのように対応すればよいでしょうか。

オミクロン株とデルタ株の共感染のリスクについては不明であり、デルタ株の感染者としての入院等の感染管理とオミクロン株の濃厚接触者として、最終曝露日からの14日間の健康フォローアップの双方が必要となります。デルタ株としての退院基準とオミクロン株の濃厚接触者としてのフォローアップのいずれか遅い方が到達する

時点及びその 2 日前の 2 回の PCR 検査を実施してください。いずれも陰性である場合、または陽性となってもいずれの Ct 値も十分に高く（目安として Ct 値が 32 以上）低下傾向がない場合にはデルタ株の PCR の陽性持続例としてフォローアップの終了が可能です。PCR 結果の結果が陽性で、Ct 値が低い場合や低下傾向を認める場合には、オミクロン株への感染の可能性が否定できないため、追加のゲノム解析を実施してください。

Q16. オミクロン株の濃厚接触者として宿泊療養等を要請している者について、入学試験を受験する場合の外出を認めてもよいのか。

「令和 4 年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に基づく対応をするなど、適切な管理が実施できている会場等であれば、外出を認めて差し支えない。

（参考）「令和 4 年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」

<https://www.mext.go.jp/nyushi/>

Q17. 入院中のオミクロン株患者について、重症化の恐れが低くなった場合等に、宿泊療養や自宅療養に移行してもよいのか。

これまでもお示ししてきたとおり、感染症法に基づく入院及び自宅療養・宿泊療養においては、退院基準・療養解除基準を満たす以前でも、入院患者が医師に入院治療の必要ない軽症であると判断された場合等には、転院のみならず自宅療養・宿泊療養に移っていただいて必要に応じて適切な健康管理を行っていくことで対応することは可能です。反対に、自宅療養・宿泊療養中の患者について、必要に応じて自宅療養・宿泊療養から入院に移っていただくことも可能です。

（参考）「入院から自宅療養・宿泊療養への移行等について（周知）」（令和 3 年 8 月 2 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

Q18. 有症状の患者自らが実施した抗原定性検査キットの結果に基づき、医師が遠隔診療等で確定診断を行い、感染症法に基づく届出を行うこととして良いか。

医師が、患者の症状や周囲の感染状況及び当該検査の有効性なども踏まえて、情報通信機器の画面から当該検査結果を確認すること等により、改めて検査を実施することなく、新型コロナウイルス感染症と診断し、届出を行うことは差し支えありません。

※上記の対応に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」を参照。

※なお、抗原定性検査キットについては、「「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」について」（令和 3 年 10 月 1 日事務連絡）において、「無症状者

への確定診断としての使用は推奨されないものの、検査機器の設置が不要でその場で簡便かつ迅速に検査結果が判明するものであり、有症状者に対する検査や、PCR検査又は抗原定量検査による実施が困難な場合における高齢者施設等でのスクリーニングに使用するものとされており、「例えば、インフルエンザ流行期における発熱患者等への検査の場面など、地域のかかりつけ医や診療・検査医療機関においては、迅速・スムーズな診断・治療につなげるべく、実情を踏まえて、抗原検査キットの積極的な活用を検討すること」とされていることを踏まえ、必要に応じ活用を検討ください。

Q19. オミクロン株が市中感染の状況となり、患者数が急増のため保健所業務がひっ迫し、濃厚接触者の把握によるクラスターの連鎖を防ぐことが困難な状況下にある。例えば、地域の感染状況に応じて、同居家族の把握や、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い人（高齢者、基礎疾患を有する者、特にワクチン未接種者）の中で濃厚接触者に該当する人がいないかを優先して把握を行うなど柔軟な対応で差し支えないか。

オミクロン株の感染が拡大、患者数が急増したことにより保健所業務がひっ迫している場合には、「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が確定又は L452R 変異株 PCR 検査陰性が確認された患者に係る濃厚接触者等の取扱いについて」（令和 3 年 12 月 27 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）にかかわらず、例えば同居家族の把握や、重症化リスクの高い人の中で濃厚接触者に該当する人がいないかを優先して把握を行うなど、地域において柔軟に対応いただくことは差し支えありません。但し、対応可能な状況になった場合は再び従来の濃厚接触者調査に戻すこととしてください。

Q20. 令和 4 年 1 月 14 日の改正による濃厚接触者の待機期間の見直し（14 日から 10 日への短縮等）やワクチン未接種者に係る退院・療養基準の見直しについて、令和 4 年 1 月 14 日時点で濃厚接触者や入院・療養中である者に適用することは可能か。

差し支えありません。

Q21. ゲノム解析の結果デルタ株であることが確定した者、L452R 変異株 PCR 陽性である者の濃厚接触者、デルタ株であると疑うに足る正当な理由のある濃厚接触者については、引き続き 14 日間の待機を求めることとしてよいか。

ご認識のとおりです。また、変異株 PCR の陰性率が 70%以上である自治体については、検査陽性者をオミクロン株患者とみなしてご対応していただいておりますが、ゲノム解析の結果デルタ株であることが確定した者、L452R 変異株 PCR 陽性である者の濃厚接触者、デルタ株であると疑うに足る正当な理由のある濃厚接触者については、14 日間の待機を求めていただくようお願いします。

Q22. オミクロン株の濃厚接触者について、社会機能維持者として、陽性者との接触等から 10 日を待たずに検査が陰性であった場合に待機を解除する場合には、健康観察は待機の解除とともに終了してよいのか。

ご認識のとおりです。

Q23. 「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和 3 年 8 月 13 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）と、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和 4 年 1 月 5 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）4 の＜濃厚接触者の取扱い＞の関係如何。医療従事者である濃厚接触者については、両事務連絡の適用が可能となるのか。

差し支えありません。濃厚接触者である医療従事者については、「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和 3 年 8 月 13 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、ワクチンを 2 回接種済みであること、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であることや毎日業務前の検査での陰性確認などの要件を満たせば、濃厚接触者の待機期間中であっても、不要不急の外出に当たらずに医療に従事することができます。

また、当該濃厚接触者である医療従事者がオミクロン株の濃厚接触者である場合は、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和 4 年 1 月 5 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）4 の＜濃厚接触者の取扱い＞に沿って、社会機能維持者として、事業者において 6 日目（抗原定性検査キットの場合は、6 日目、7 日目）に核酸検出検査又は抗原定量検査による自費検査を行うことで、10 日を待たずに検査が陰性であった場合に、待機を解除することが可能です。

Q24. 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和 4 年 1 月 5 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）4 の＜濃厚接触者の取扱い＞における自費検査の費用について、都道府県単独事業として当該費用助成を行った場合には、地方創生臨時交付金（地方単独事業分）の対象となるか。

対象となります。